



令和6年度 みんなが主役の人権啓発推進事業

県では、地域の多様なニーズに対応できる、人権に関わるNPOや市民活動団体の育成を目的として、NPO等から、独自の発想や専門性を生かした、人権啓発推進に関する企画提案を募集し、「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に沿ったものを委託事業として実施します。

人権啓発推進に関する企画提案を募集!

委託事業

募集期間

令和6年4月25日(木)~6月11日(火)

委託額

35万円以内

募集件数

1団体につき1事業

事業の流れ



募集事業

実施主体の自主的な企画による「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」の推進に資する事業で、次の要件を満たしていることが必要です。

- 1 広く県民を対象にした事業であること。
- 2 県の委託事業にふさわしいものであること。
- 3 他の機関から補助や委託を受けている事業でないこと。
- 4 営利を目的とした事業でないこと。
- 5 委託事業における作成物には、次の事業名を明記すること。
徳島県委託事業 令和6年度「みんなが主役の人権啓発推進事業」
- 6 原則として、事業の第三者への再委託はできないこと。



応募資格

次の条件を満たしている団体とします。
なお、支部等を有する団体は、県単位の連合体を1団体としてください。

- 1 県内のNPO、市民団体、ボランティア団体、自主サークル等であって、国、県、市町村等から、日常的な運営に係る経費について助成を受けていないこと。
- 2 構成員が5名以上であり、会則を有していること。
- 3 政治上の主義・施策や宗教上の教義の推進・支持、又はこれらに反対する活動をしていないこと。
- 4 営利を目的とした団体でないこと。
- 5 計画(委託)する事業の完遂能力を有し、明確な会計・経理を実施・報告できること。
- 6 暴力団でないこと。また、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

裏面も
ご覧ください

対象経費

対象経費は、次に掲げる経費のうち、事業に直接必要なものとします。

- 1 謝金(講師謝金)
- 2 旅費(講師旅費:県の旅費規程の範囲内とします)
- 3 会場費(会場使用料、設備使用料等)
- 4 物件費(チラシ・ポスター等の印刷費、郵送費、消耗品費(トナーは除く)等)
- 5 労務費(ICTを活用した映像コンテンツの制作作業に係るものに限る)
- 6 振込手数料(対象経費に係るものに限る)
- 7 その他の経費(知事が必要と認める経費:手話通訳、イベント保険等)

提出書類

募集要項、様式は、徳島県ホームページの募集欄に掲載しています。
事業内容に関する質問は、原則、「電子メール」または「ファクシミリ」により行ってください。回答は、徳島県ホームページに掲載します。

- 1 企画提案書(様式1)
- 2 団体概要(様式2)
- 3 事業計画書(様式3)
- 4 事業スケジュール(様式4)
- 5 予算書(様式5)
- 6 直近1年間の予算及び決算がわかる書類
※様式は特に定めません。

審査方法等

- 1 審査は、第1次審査(書類審査)と第2次審査(提案団体によるプレゼンテーション)を行います。
- 2 選定された事業実施団体は、事業内容を確認のうえ、県と締結する業務委託契約に基づき事業を実施します。



<募集要項・様式>

審査基準

- 1 「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に沿った事業であること。
- 2 人権啓発効果が高いこと。
- 3 広く県民を対象にしていること。

募集要項は、必ずお読みください。



その他

- 1 県の委託事業として実施するため、事業内容を修正することを条件に採択する場合や、協議の上、事業内容の一部変更を依頼することがあります。
- 2 企画提案の概要(団体名、事業概要等)及び審査結果、実績報告等については、県のホームページ等で公開する予定です。(提出していただいた書類は、個人情報など一部を除き、基本的に情報公開の対象となります)
- 3 委託業務完了後、県において、委託業務に係る帳簿及び支出内容を証する証拠書類の確認など、会計調査を実施することがあります。

提出先 問合せ先

〒770-0873 徳島市東沖洲2-14 沖洲マリントーミナルビル2階
徳島県 生活環境部 男女参画・人権課分室
電話 088-664-3701 ファクシミリ 088-664-3712
e-mail danjosankakujinkenka@pref.tokushima.lg.jp